

UBC情報

No. 136

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年10月3日(月)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



倒産防止共済の改正に伴う注意点等

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）は、10月から改正により、貸付限度額を上げる他、掛金月額上限の引上げや、早期償還手当金の創設等が施行されるため、既契約者の方は特に改正内容等を把握する必要があります。

◆掛金の納付に関する注意点等

共済金の貸付限度額が8千万円に上げられることに伴い、掛金の積立上限が800万円になるため、掛止めの手続をしない限り、800万円まで積立てが継続されます。

なお、9月末日時点で現行の上限額320万円に達し、掛金の納付が停止している契約者の方が、10月以降に積立てを再開するには届出が必要です。

また、掛金月額の上限額が20万円（現行8万円）になりますが、10月分から8万5千円以上

に増額する手続きは、9月5日から受付が開始されます。

◆一時貸付の引上げに伴う経過措置

解約手当金の範囲内で貸付を受けることができる一時貸付金の限度額が760万円（現行300万円）に引き上げられます。

これまで積立上限320万円に達している場合に限り、特例として300万円の一時貸付を利用できましたが、上限引上げに伴い、特例扱いが解除され、本来の285万円となります。

ただし、9月末日時点で掛金総額が320万円に達している契約者については、10月以降も掛金総額が引き続き320万円のままであり、かつ掛金月額を8万5千円以上に増額しない場合に限り、300万円の一時貸付金の貸付けを受けられる経過措置が設けられます。



平成23年度地域別最低賃金の公示が開始

今年度の地域別最低賃金の公示が開始され、改定額を定めた各都道府県が順次公表しています。

震災の影響もあり、全国平均では小幅な引上げですが、神奈川（18円）や東京（16円）、北海道（14円）は、生活保護を下回っている逆転現象を解消するため、大幅な引上げとなっています。

地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態にかかわらず、全ての労働者に適用されますので、必ず確認しましょう。

なお、対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金（賞与や深夜割増賃金、通勤手当などは含まずに計算）に限られます。



無申告や不正還付に対する罰則強化

23年度税制改正では、無申告に対する罰則強化として、故意の申告書不提出による「ほ脱犯」が、所得税や法人税等の申告納税に係わる各税目に創設されました。

これにより、納税申告の義務があるにもかかわらず、故意に確定申告書等を法定期限までに提出しな



いことで納税を免れる行為は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金（所得・法人・相続・贈与・地価・消費税の場合）になります。

また、消費税については、不正還付を受けようとした「未遂」に対しても処罰が設けられました。

これらは、今年8月30日以後の違反行為について適用されます。



今月から支給額等が変わる子ども手当

子ども手当を来年3月まで延長する特別措置法により、10月から支給額等が変わります。

現行、中学生まで一律月1万3千円が支給されていますが、10月以降、3歳未満：月1万5千円、3歳～小学生：月1万円（第3子以降は月1万5千円）、中学生：1万円となります。

また、支給対象を国内に居住している子ども（留学中の場合等を除く）に限定することや、自治体が生計から滞納している保育料や給食費を徴収できるようになります。

なお、来年4月以降は、これらの支給額等を基に児童手当に変わり、6月からは所得制限が導入される予定となっています。

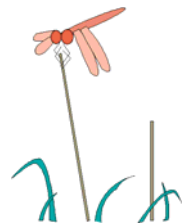


パートの社保加入要件見直しを検討

パートの主婦は、原則「年収130万円未満」「週30時間未満労働」であれば、保険料が免除される「第3号被保険者」となりますが、厚労省は年収および労働時間を引き下げる検討に入りました。

このほか、税制で配偶者控除を受けられる「年収103万円以下」を意識するパートの方も多いため、働き方が大きく変わる可能性があります。

引き下げ幅や時期は未定ですが、保険料の事業主負担が増加するほか、パートの確保が難しくなることも想定されるので注目する必要があります。



【建設業界ニュース】



被災地以外は厳しさ増す公共事業費～政府

政府が中期財政フレームと2012年度予算概算要求の大枠を固めたことで、公共事業における今後の厳しさが明確になってきた。現在の政策が今後も継続すれば、社会保障費の自然増によって当初予算の公共事業費が毎年度、5～10%減少し続ける可能性がある。

12年度予算から5年間は、復旧・復興対策経費が別枠として計上されていることから、当初予算における公共事業関係費の削減圧力が財務当局から高まり、11年度当初予算以上の10%近い削減を求められかねない。5%ずつ減るシナリオでも13年度予算では政府全体の公共事業費は8～9兆円程度と見られ、年度ごとの配分額によっては、復旧・復興の公共事業費分を足しても11年度当初の公共事業費に届かない可能性がある。

また、被災地以外においては政府の公共事業関係費3兆円台という数字も視野に入ってくる。

UBC社福情報

No. 136

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年10月3日(月)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753

トピックス

2011年度厚生労働白書、公表される —国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—

◆去る8月23日の閣議において「2011年版厚生労働白書」が報告され、公表されました。副題は「国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀」で「第1部 社会保障の検証と展望—国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—」と「第2部 現下の政策課題への対応」で構成されています。国民皆保険制度などの我が国の社会保障制度が果たしてきた役割を人口、雇用の情勢や社会事情などと合わせて検証し、機能強化・持続可能性の確保のために今後の制度のあるべき姿として、子育て支援など高齢者だけでなく現役世代を中心とする新たな社会保障への対応などを挙げています。厚労省が「社会保障の給付と負担のバランス」について20代から70代の国民に対して行ったアンケート調査(今年2月郵送で実施、成人2,300人対象、回答率58.3%)によると、年金など社会保障制度の今後の給付について「現状は維持できない」と答えた割合が61%に上り、高齢化に伴って費用が増大する社会保障について、「すべての世代で支えていくべきで、高齢者と現役世代の負担増はやむをえない」と56.6%が答えています。白書でも「多くの人々が社会保障は世代を超えて支えるべきだと考えている」とし、6月に菅政権がとりまとめた税と社会保障の一体改革の必要性を強調している、との見方もあります。ただし一方で20歳代では「現役世代に今以上の負担を求めるべきではなく、高齢者の負担の増加はやむを得ない」(15.8%)がほかの世代より多く、20歳代の53.4%が「自分が一生で負担した分よりもかなり少ない給付しか受けられないと思う」と、年代が下がるにつれて給付よりも負担のほうが多いといった将来の不安をのぞかせる傾向が強くなっており、財政悪化などから制度不信が高まっている現状が浮き彫りになったとも言えそうです。

(参考:朝日新聞/徳島新聞/
ANNニュース/厚労省HP/CBニュース)

◆第1部 社会保障の検証と展望

—国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—

⇒医療・介護の保障や老後の所得保障等は重要な機能で、国民皆保険・皆年金は「今後とも堅持」していかなければならないとしている。今後の姿についても中長期的に持続可能な制度にするため、給付の重点化や制度運営の効率化、安定的財源の確保も必要とした。

その上で、必要な機能強化を確実に実施するとともに、社会保障全体の持続可能性を確保するため、制度全般にわたる改革を行うことが必要としている。

◆第2部 現下の政策課題への対応

⇒東日本大震災に対する対応状況を冒頭に特集として盛り込み、医療や介護など厚生労働行政分野での施策の動向をまとめている。

トピックス

厚労省が設置基準緩和へ35市区に特例の指定 —認可保育所における待機児童対策—

◆厚労省は、都市部の保育所待機児童問題の解消策として、来年4月から3年限りの特例で、厚労省が指定する35の市区に限り、面積基準の緩和を認めることとしました。認可保育所における施設等の面積は、児童福祉施設最低基準(以下、「最低基準」という。)において基準が厳格に定められていますが、最低基準に定められてた基準面積を下回っている場合でも市区が独自に設置の可否を判断したり、受け入れられる子どもの数を増やしたりできるようになります。

認可保育所の待機児童は、昨年10月1日現在で48,000人を超え、政府の「税と社会保障の一体改革案」

によれば、2010年度に23%であった3歳未満児の保育サービスの利用率を、2014年度には35%に引き上げる目標を掲げるなど、低年齢児の保育環境の整備に注力していくことが宣言されています。近年の増え続ける保育需要の増加に対して供給量が追いついていない状況の中、全国知事会では面積基準の緩和を求めており、政府が地域主権改革の一環として定めた基準緩和の方針を受けて、厚労省が具体的な対象地域について検討していた結果が示されたものです。

一方で「詰め込み保育」「保育環境の質の低下」を懸念する事業者や利用者への配慮から基準緩和に慎重な自治体が現れることも予想され、待機児童解消の効果については未知数、との見方もあるようです。

(参考：朝日新聞／毎日新聞)

<用語解説>

●児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

⇒認可保育所等の施設面積のほか、職員の配置基準等について厚労省が全国一律で設定している基準。乳児1人当たりでは1.65㎡、ほふく(ハイハイ)を始めたら3.3㎡、2歳以上は1.98㎡、といった区分が必ず遵守すべき基準とされている。「サービスの質確保」のために全国一律の基準を維持してきたが、現行の配置基準は1948年以来見直されておらず、このたび待機児童解消のために一部指定地域において緩和されることとなった。

このように「最低基準」と呼ばれるものは、原則としてすべての種別の社会福祉施設において定められており、最低限のサービスの質を担保するための基準として遵守を求められている。

<厚労省の定めた最低基準面積の緩和基準>

●厚労省が、昨年4月時点で待機児童が100人以上、昨年1月1日時点の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を上回っていることを条件として、対象地域を選定したもの。

■認可保育所の面積基準緩和の対象自治体■

<東京都>中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、

練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市

<神奈川県>横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市

<埼玉県>さいたま市、川口市 <千葉県>市川市

<京都府>京都市 <大阪府>大阪市<兵庫県>西宮市

障害者総合福祉法の素案、公表される

—障害者福祉サービスは原則無料—

◆去る8月30日、第18回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が開催され、障害者自立支援法に代わる新たな障害者総合福祉法(仮称)の素案がまとめられました。この素案の中では、サービス利用の際の利用者負担を「原則無償と」することを最大の柱としており、厚労省で法案化を進め、来年の通常国会への提出を目指すこととされました。平成18年に施行された障害者自立支援法では利用したサービスの一律1割負担が原則でしたが、重度者になるほど利用が多くなることから負担も重くなってしまいう仕組みを是正するために昨年末の法改正において応能負担割合に変更され、来年4月から実施されます。

一方素案ではサービスの費用負担について、食材費・光熱水費等の個人の使用が明らかなものを除いて「原則無償」と明記されました。しかし同時に、厚労省内部でも「無償では国民の理解が得られるのか不安」と意見もあり「高額な収入のある者には収入に応じた負担を求めると」されました。

(参考：産経ニュース／朝日新聞)

第二次一括法が成立 ～社福認可権は市へ～

◆去る8月26日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号、第2次一括法)が成立しました。この法成立により、

①国が法令で地方自治体の業務を縛る「義務付け・枠付け」の見直しを目的とした160の法改正

②都道府県から市町村への権限委譲を進めるための47の法改正

が行われることになり、この中には「社会福祉法」や「児童福祉法」等も含まれています。これらの改正により、これまで「従うべき基準」とされてきた軽費老人ホームの職員配置基準などを地方自治体が条例で定められるようにすることや、社会福祉法人の定款認可などの権限を市へ委譲することが盛り込まれており、上記の保育所の最低基準の地域ごとの緩和措置や、既報の特別養護老人ホームの特区での社福以外の設立・運営の容認など、より一層地方への権限移譲が進んでいることがうかがえます。

(参考：内閣府HP／福祉新聞)